

## 初期大名権力と財政運用形態：竜造寺・鍋島佐賀藩 を素材として

高野，信治

<https://doi.org/10.15017/1551337>

---

出版情報：九州文化史研究所紀要. 42/43, pp.49-92, 1999-03-31. Research Institute Cultural History, Kyushu University

バージョン：

権利関係：



# 初期大名権力と財政運用形態

— 竜造寺・鍋島佐賀藩を素材として —

高 野 信 治

## はじめに

小稿では近世大名財政の成立とその運用形態の分析を試みたいが、これは差し当たって二つの意味で重要な問題と考えている。一つはいわゆる統一政権・公儀権力との関係で課される軍役を背景にそれが如何に成立するのかわかる。ここでいう軍役とは、近世初期についていえば朝鮮侵略戦争（朝鮮出兵）や関ヶ原の戦い、大坂の陣、島原・天草一揆などのいわば国外・国内戦争や様々な城郭普請など、継続的で実質的な臨戦体制に伴うものである。これが大名権力にとって外在的な問題であるとすれば、いま一つは内在的なものであり、具体的には大名財政の成立・確立が家臣・給人財政の包摂化や領内・農民支配機構の整備などと相即するということである。換言すれば、財政成立をめぐる問題には、近世初期大名権力が直面していた内外の課題が集中的に表現されるともいえる。分析素材とする佐賀藩の場合、前者の問題については、地理的環境からとくに朝鮮侵略戦争や島原・天草一揆に深い関わりを求められたこと、また後者の問題については領主権力が竜造寺氏から血縁関係にはあったものの本来はその家臣であった鍋島氏へ移動したため、もともと竜造寺氏の家臣であった給人層の掌握、その知行地に対する一元的支配が困難であったこと、などにより、鍋島氏を核とした大名財政さらには藩財政<sup>①</sup>の成立は重要な課題といつてよ

初期大名権力と財政運用形態

かつた。<sup>(2)</sup>

ところで佐賀藩の大名・藩財政に関しては、城島正祥氏<sup>(3)</sup>や長野暹氏<sup>(4)</sup>のすぐれた業績がある。前者は初期大名・藩財政についての極めて実証的な研究である。しかし、その分析はいわば借銀対策の変遷の追求に終始した印象を拭いきれない。他方、後者は初期にとどまらず幕末期まで一貫して分析しており、藩財政をめぐる多岐にわたる問題をも射程にいられたものである。ところが政治・藩政との関連分析が充分とはいえず、このため財政構造・運用の画期がやや不明確である。小稿では、両氏の業績に屋上屋を架すことを恐れながらも、各時期に作成された財政目安と財政運用の基調ないし形態とを相互に関連させながら、竜造寺体制（戦国大名）から鍋島体制（近世大名）への推移のなかでいわば鍋島大名財政がどのように形成・展開したのかを検討したい。

## 一 大名財政の成立

旧族居付大名の近世化は戦国大名体制の権力基盤を直接の前提とする。小稿での当面の課題である鍋島佐賀藩の財政をめぐることは、竜造寺氏の大名蔵入（財政）がいかなる契機と経過を通じて鍋島氏独自の大名蔵入（財政）に再編されていったのかを検討する必要があるが、この点については未だ充分に解明されているとはいえない。<sup>(5)</sup>そこでこの問題の検討より始めることにしよう。

天正一五年豊臣秀吉の島津出兵を契機として、豊臣政権を中核とした統一的知行体系のなかに九州大名は包摂された。竜造寺政家（竜造寺隆信嫡子）は肥前のうち七郡（佐賀・神埼・三根・小城・杵島・藤津・松浦のうち）を安堵され、さらに一門の竜造寺家晴が諫早領（高来郡の西郷氏改易）を与えられたこと<sup>(6)</sup>によって、ここに竜造寺佐賀藩が成立した。天正一八年秀吉より与えられた「肥前国竜造寺藤八郎知行割之事」<sup>(8)</sup>は、豊臣政権が意図する戦国大名体制改編による近世大名体制創出のプランといえるものだが、これにより近世大名成立時点における権力編成

ないし領国体制の実態を窺い知することは許されよう。表1はかかる観点より知行割朱印状を操作し、大名蔵入分と知行分とに分割把握して作成したものである。この朱印状は竜造寺高房（当時五才で京詰）を被宛行人としており、竜造寺氏が大名当主であることを前提とするならば、大名蔵入分には、③「佐賀にてのたい所入」のみならず、①「藤八郎京のまかない」、②「民部大輔いんきよ分」が相当すると考えられ、四六、二〇〇石となる。<sup>(9)</sup>これに対して知行分は④「馬廻ニわり渡へき分」より<sup>(12)</sup>「小給人ニわりて可遣分」までであり、二五五、六九八石となる。大名蔵入分の全領石高（石高総計）三〇九、九〇二石に占める比率は一四・九%となり、鍋島佐賀藩政下の寛永段階での同比率約四〇%<sup>(11)</sup>に比べると大名蔵入の脆弱性が指摘されよう。しかし、大名蔵入分が佐賀平野部で比較的生産力が高いと目される佐賀・小城両郡に集中的に設定されたことは注目してよいだろう。両郡の反当平均収量（表1註参照）はともに一・一一石であり、神埼郡を除くいずれの郡よりも高い。

このように全領石高に対して占有率は必ずしも高いとはいえないものの、領国内では比較的恵まれた生産力地帯に大名蔵入分が設定されたところに、近世大名の権力基盤の相対的優位性が指摘でき、この高生産力地帯における蔵入地設定は鍋島大名権力に継承される。<sup>(12)</sup>ところで、表1によりいま一つ注目したいのは、鍋島氏の領国内における地位である。同表によれば鍋島直茂の知行高<sup>(11)</sup>は四四、五〇〇石で、他の諸家臣を圧倒しており、しかも同勝茂の知行分<sup>(7)</sup>を合算した知行高（五一、五〇〇石）は、竜造寺氏の大名蔵入分（四六、二〇〇石）を上回っていた。さらに、直茂の知行分は当該段階で生産力が最も高いと推定される神埼郡（反当平均収量一・一三石）に設定されていたのである。その背景には、直茂が竜造寺隆信の戦死（天正二年）後、領内の実質的支配権を竜造寺政家や一門層より委任されていた<sup>(13)</sup>という政治的状況があった。しかし、この段階では、依然鍋島氏は大名竜造寺氏の家臣であり、その知行分は大名蔵入分とは別に設定されていたのである。

以上、近世大名体制が成立した時点における大名蔵入分Ⅱ大名財政に関して表1を通じて検討した。豊臣政権に

表1 天正末大名蔵入高と知行高(天正18年1月)

| 区分    | 内 訳               | 本 高                 | 加 増 分 | 合 計       | 設 定 郡 | 石 高                  | 田 畠 面 積               | 反 当 平 均 収 量       |
|-------|-------------------|---------------------|-------|-----------|-------|----------------------|-----------------------|-------------------|
| 大名蔵入分 | ①藤八郎(竜造寺高房)京のまかない | 30,000 <sup>石</sup> |       | 30,000    |       |                      |                       |                   |
|       | ②民部大輔(竜造寺政家)いんぎょ分 | 5,000               |       | 5,000     |       |                      |                       |                   |
|       | ③佐賀にてのたい台入        | 11,200              |       | 11,200    | 佐賀郡   | 87,000 <sup>石</sup>  | 7,812.2 <sup>町反</sup> | 1.11 <sup>石</sup> |
|       | 計                 | 46,200              |       | (46,200)  | 小城郡   | 47,200               | 4,245.8               | 1.11              |
| 知行分   | ④馬廻ニわり渡へき分        | 80,000              |       | 80,000    |       |                      |                       |                   |
|       | ⑤後藤善次郎(家信・武雄)     | 11,800              | 2,200 | 14,000    |       |                      |                       |                   |
|       | ⑥竜造寺六郎次郎(長信・多久)   | 7,670               | 2,400 | 10,070    |       |                      |                       |                   |
|       | ⑦竜造寺いせ松(鍋島勝茂)     | 7,000               | 2,000 | 9,000     | 三根郡   | 24,546               | 2,228.1               | 1.10              |
|       | ⑧神代二郎(家良)         | 4,840               | 1,200 | 6,040     | 藤津郡   | 19,813               | 1,815.2               | 1.09              |
|       | ⑨竜造寺阿波守(信周・須古)    | 2,590               | 2,660 | 5,250     |       |                      |                       |                   |
|       | ⑩竜造寺七郎左衛門(家晴・諫早)  | 19,188              |       | 19,188    | 高来郡   | 19,188               | 1,759.1               | 1.09              |
|       | ⑪鍋島加賀守(直茂)        | 44,500              |       | 44,500    | 神埼郡   | 44,500               | 3,942.7               | 1.13              |
|       | ⑫小給人ニわりて可遣分       | 67,650              |       | 67,650    | 杵島郡   | 56,970               | 5,214.4               | 1.09              |
|       |                   |                     |       |           | 下松浦郡  | 9,475                | 891.1                 | 1.06              |
| 分     |                   |                     |       |           | 彼杵郡   | 937                  | 84.8                  | 1.10              |
|       | 計                 |                     |       | (255,698) |       |                      |                       |                   |
| 総 計   |                   |                     |       | (301,898) |       | 309,902<br>(309,904) | (27,993.0)            |                   |

註) 「肥前国竜造寺藤八郎知行割之事」(『諫江史料拾録』第1集所収)より作成。( )内は筆者計算。蔵入分と知行分の区分は筆者が便宜的に設定したものである。佐賀藩は、物成知行制・地米制という独自の石高表示体系を創出するが、表中の本高・加増分は、ともに、生産力を表す石高概念として扱えられる。なお、反当平均収量は、各郡石高を田畠面積で除した数値であり、郡別生産力の比較にあたって、大方の目安として付した。

よる統一的知行体系に包摂されることにより大名蔵入分が設定され、近世大名財政の基盤が成立したものの、その比率は大きいものではなかった。しかも、実質的な領内支配権を行使しつつも大名竜造寺氏の家臣として位置づけられていた鍋島氏の知行分は、大名財政とは別に設定されていたわけである。

この知行割朱印状が示された二年後の天正二〇年、豊臣政権は朝鮮侵略戦争を断行したが、その軍役は肥前領国では当主竜造寺高房ではなく鍋島直茂に賦課された。すでに天正一八年二月高房の父政家の軍役は免許されていた。<sup>(14)</sup>一方直茂は翌一九年九月、一門の鍋島茂里を通じて領内町人頭々に対する煙硝割付を強行し、さらに領内の代官的豪商であり九州一円を活動範囲としていた平吉平兵衛に命じて渡船調達・領内惣鍛冶の掌握等を行わしめており、<sup>(15)</sup>名護屋城普請にも、甲斐弥左衛門・石井生札・久野九右衛門（茂俊）等の譜代家臣を奉行として派遣し、竹木等の諸物資や道具・夫脚等の夫丸を提供している。<sup>(16)</sup>つまり豊臣政権は天正一八年一月の朱印状宛行段階で竜造寺氏を大名権力と認識しつつも、鍋島氏を実質的な領内統治者として、朝鮮侵略戦争にかかわる軍役を賦課するとともに、鍋島氏自身もこの軍役を背景に、領内に対する生産・流通体系の把握を企図していたといえよう。出兵には兵糧・渡海船をはじめ、諸物資・道具の大量調達が必要であり、鍋島氏がこの調達過程を通じて竜造寺大名財政に直接・間接に関与していったものと考えられる。

天正十九年より慶長三年まで蔵入勘定披見、令納得、相拂候、近来辛勞二候へ共、當所務より又改調候て可給候、数年之苦勞、念を入候儀、不及申候、以上

慶長四年

六月廿五日

石井老岐守殿<sup>(17)</sup>

加（花押）

この書状によれば、直茂による朝鮮出兵への準備が進行していた天正一九年より、石井老岐（茂利）が蔵入勘定を

初期大名権力と財政運用形態

担当していたことが知られる。石井氏による蔵入勘定が直茂の管轄下で行われていたと推測することは可能だろう。しかも鍋島氏は朝鮮出兵後、家臣層への加増政策を遂行し、主従関係を強化・確定していったが、これも鍋島氏による大名財政関与・掌握の過程と相即していたと思われる。同氏は出兵の軍役をてこに大名財政運用に対して実質的権限を拡大させ、同時に家臣に対する宛行権を獲得していったのであろう。

慶長四年の「目安」<sup>19)</sup>は、以上のような経緯のなか、すでに大名財政を掌握するに至っていた直茂・勝茂父子が作成したものであった。表2はその内容を整理したものである。この表よりまず注目されることは、①「都合定成」として「目安」に示される全体の財政規模が統一的に掌握されていることである。大名財政(②「御蔵入」、③「政家様」が相当)とともに、④「加賀守・信濃守在京料」や家臣団知行分(⑤「在京衆三組」、⑥「在国衆」が相当)が、中央政局における秀吉他界(慶長三年八月)後の不穏な政情に対する、いわば臨戦Ⅱ在京体制の創出・維持を前提として、統一的に把握されているといえよう。しかし、依然として大名財政と鍋島氏在京料が分離しているところに、当該段階における鍋島氏の地位が象徴されているよう。すなわち、朝鮮侵略戦争以

表2 慶長4年「目安」(慶長4年正月17日)

| ①都合定成 |                        | 175,427.55 (②+③+④+⑤+⑥) |
|-------|------------------------|------------------------|
| 内     | ②35,000 <sup>55)</sup> | 御蔵入                    |
|       | ③ 3,000                | 政家様(竜造寺政家)             |
|       | ④10,000                | 加賀守(鍋島直茂)・信濃守(同勝茂)在京料  |
|       | ⑤81,693                | 在京衆3組                  |
| 残     | ⑥45,734.5              | 在国衆(①-②-③-④-⑤)         |
|       | ⑦ 2,744.07             | 但100石ニ付6石宛、大坂迄の運賃除ク    |

註) 城島正祥『佐賀藩の制度と財政』より作成。

「目安」の最後に「慶長四年正月十七日 信濃守(花押)  
加賀守(黒印)」

とあり、勝茂・直茂により、この「目安」が作成されたことが知られる。

表3 慶長9年当物成目安（慶長9年9月16日）

|        |                                                                                                    |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 収<br>入 | ① 米36,140. <sup>㊦8</sup> 本蔵入米                                                                      |
|        | ② 19,151.7 余田米                                                                                     |
| 入      | ③ 3,100. 和泉守（鍋島忠茂）江戸料                                                                              |
|        | ④ 都合米 58,396. <sup>㊦5</sup> (①+②+③)                                                                |
| 換      | ⑤ 白米 22,088.                                                                                       |
|        | ⑥ 赤米 36,308.5                                                                                      |
| 銀      | ⑦米7,212. <sup>㊦6</sup> 江戸料 { ⑧白米 3,205. <sup>㊦6</sup><br>⑨斗当赤米 4,712.5                             |
|        | ⑩此銀64貫112匁此内20貫目ハ公儀御抽小遣方 { ⑪4 <sup>㊦760</sup> 加賀守(鍋島直茂)・信濃守<br>(同勝茂)江戸にて之遣方<br>⑫59.352 駿州(竜造寺高房)遣方 |
| 支      | ⑬米9,915. <sup>㊦075</sup> 伏見料 { ⑭白米 4,406. <sup>㊦7</sup><br>⑮斗当赤米 5,508.372                         |
|        | ⑯此銀88貫134匁 { ⑰4. <sup>㊦449.㊦6</sup> 駿州伏見大坂ニ而御遣方<br>⑱7.073.84 加賀守伏見大坂ニテ之遣方<br>⑲76.610.56 信濃守諸遣方     |
| 出      | ⑳米3,100 <sup>㊦</sup> 和泉守江戸料 { ㉑白米 1,500 <sup>㊦</sup><br>㉒斗当赤米 1,600                                |
|        | ㉓此銀27貫800匁 (100匁当12石5斗充)                                                                           |
| 出      | 合 { ㉔米 20,227 <sup>㊦675</sup> (⑦+⑬+㉑)<br>(100匁当11石15)                                              |
|        | ㉕銀 180貫46匁 (⑩+⑮+㉓)                                                                                 |
| 米      | ㉖米 14,586. <sup>㊦32</sup> 切米、諸給人并祭祀寺社・諸細工・船頭水夫迄ニ渡ル                                                 |
|        | ㉗米 5,552.28 諸遣方、道橋修理・夫丸水夫粮・材木代運賃・鉄地かね苧鍛冶大工<br>作料・客来武具諸料・其外小遣方                                      |
| 支      | ㉘米 1,000. 本丸賄料                                                                                     |
|        | ㉙米 500. 佐賀ハ下関伏見江戸往来使者飛脚料                                                                           |
| 出      | ㉚米 500. 下ノ閑置米、但白米400 <sup>㊦</sup>                                                                  |
|        | ㉛米 500. 船修理料、但白米200 <sup>㊦</sup>                                                                   |
| 出      | ㉜合米 2,2638. <sup>㊦6</sup> (㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛)                                                            |
|        | ㉝右二口合 42,866. <sup>㊦275</sup> (㉜+㉝)                                                                |
| 出      | ㉞引残米 15,530. <sup>㊦225</sup> (㉜-㉝)                                                                 |
|        |                                                                                                    |

註)「慶長九年當物成目安」(「慶長之比御書キ物」所収)より作成。  
 なお、米の換銀相場は、白米・赤米で相違すると考えられるが、両者を合算した場合、100匁当11石15となる(㉔・㉕)。  
 また、石高数値は米高(物成高)である。

降の豊臣政権・公儀権力の鍋島氏に対する認識にも関わらず、佐賀藩の大名当主は名目的にせよ竜造寺氏（高房）に認められるのであり、鍋島氏は執政官的立場であったともいえる。なお、表2に示される石高数値は、生産力を示すのではなく物成高であったと考えられる。大名財政Ⅱ蔵入分を構成する②・③を合算した場合、三八、〇〇〇石となり、表1に示される天正一八年段階（四六、二〇〇石）と比較した場合、若干減少しているようにみえるが、それは天正一八年の知行割朱印状は生産力を表す石高だと考えられるのに対し（表1の註参照）、慶長四年の「目安」の場合は「定成」Ⅱ物成高表示であったためであり、むしろ天正末段階より大名財政は強化・拡充されたと捉えることができる。<sup>(20)</sup>

このように、朝鮮侵略戦争という公儀軍役遂行を通じて鍋島氏は竜造寺大名財政運用に対する権限を独占し、また、その財政基盤は強化された。かかる動向は鍋島氏による竜造寺大名財政の吸合、つまり鍋島氏Ⅱ大名財政成立の前提でもあったのである。

では、竜造寺大名財政が、その運用の独占を通じて鍋島氏に掌握され、実質的な鍋島氏大名財政が成立するのはいつであろうか。その段階に想定される財政構造を示したものが表3である。これは、慶長九年九月一六日付「慶長九年當物成目安」<sup>(21)</sup>により作成したものである。この目安では、まず①「本蔵入米」・②「余田米」・③「和泉守（鍋島忠茂）江戸料」<sup>(22)</sup>が収入の財源として設定され、合算して④「都合米」五八、三九六石五斗となる。注目すべきことは①・②とともに③が合算されて「都合米」Ⅱ大名財政の収入構造が形成されていたことである。この点にいわば鍋島氏財政と竜造寺氏大名財政の融合ないし鍋島氏による竜造寺大名財政の吸合、さらに鍋島氏大名財政の成立を看取し得ようが、このことは支出構造を検討した場合にさらに明らかとなる。

支出は、いわば換銀支出と米支出に区分できる。換銀支出は⑦「江戸料」七、二一二石六斗（換銀高は⑩六四貫一・一二匁。その内訳は⑪「直茂・勝茂遣方」四貫七六〇匁、⑫「高房遣方」五九貫三五二匁）、⑬「伏見料」九、

九一五石七升五合（換銀高は⑯八八貫一三四匁。その内訳は⑰「高房遣方」四貫四四九匁六分、⑱「直茂伏見大坂遣方」七貫七三匁八分四厘、⑲「勝茂諸遣方」七六貫六一〇匁六分五厘）、⑳「和泉守江戸料」三、一〇〇石（換銀高は㉒二七貫八〇〇匁）となり、結局㉔米二〇、二二七石六斗七升五合が㉕銀一八〇貫四六匁に換銀支出されることになり、換銀率は白米・赤米平均して一〇〇目当たり一一石一斗五升となる。この換銀支出の大部分は江戸・伏見・大坂などにおける領外遣方に当たり、高房の江戸・伏見・大坂での遣方とともに、直茂・勝茂・忠茂などの鍋島氏の領外遣方に一括されて、都合米Ⅱ大名財政より支出されており、表2に示した慶長四年段階とは明らかに相違する。直茂・勝茂の領外遣方は、①「本蔵入米」ないし②「余田米」によって賄われていたわけで、ここに、鍋島氏大名財政の実質的な成立を措定できよう。なお、支出はこの換銀支出とともに米支出があり、これは諸家臣への切米支給をはじめとする領国内諸経費が主であり、従前に比べれば詳細かつ体系的な支出の項目立てがなされており、鍋島氏により財政運用の整備・組織化が進められていたことと相即の関係にあったといえよう。

ここに鍋島氏は朝鮮侵略戦争あるいは関ヶ原の戦いや「柳川御陣」<sup>(24)</sup>などの軍役を背景として、竜造寺氏大名財政の運用権限を拡大・独占しながらそれを吸合しつつ、自らの権力基盤としての大名財政へと転化させていったのである。では、このようにして成立した鍋島氏大名財政の具体的運用形態は、いかなるものであったろうか。次に考察を進めることにしよう。

## 二 初期大名財政の運用形態

### (1) 譜代側近層と大名財政

慶長九年九月「當物成目安」が作成されたが、そこには実質的な鍋島氏大名財政の成立を看取することができた。同氏による独自の本格的な財政運用が開始されるのはこの時期からであった。

まず、翌慶長一〇年二月、鍋島直茂は野村右馬允・今泉橘右衛門尉・馬渡九左衛門尉に対して、(i)「配分はつれ」の検出、(ii)荒所の掌握、(iii)新開耕作地の設定を方針とする検地を指示した。この時期、野村ら三名はいずれも「横目」<sup>(26)</sup>という役にあり、これら譜代的家臣層を通じて鍋島氏が独自の領内検地を実施したことは注目される。もともと前掲表1に示されるように、領国内には竜造寺系一門・有力家臣の知行地が存在しており、その方針から窺えるように、必ずしも領内統一的な検地とはいえない難かったようである。しかしそのことはしばらく措くとして、慶長一〇年より開始された慶長検地の結果を踏まえて家臣知行割(慶長一四年開始)がなされ、代官制度が整備強化されるとともに、鍋島氏独自の知行判物が家臣層に与えられ(慶長一六年一月)、新たな家臣団編成形態が創出(慶長一五年以降)されるに至った。<sup>(27)</sup>このように、鍋島氏の独自の政策が慶長一〇年以降継続的に打ち出されてきた背景には、前節で検討したような鍋島氏大名財政の成立とともに、慶長一二年の竜造寺政家・高房父子の相次ぐ他界があった。鍋島佐賀藩は、これによる竜造寺本家断絶を契機に名実ともに成立したのである。<sup>(28)</sup>

慶長検地がすでに終了した時期と考えられる慶長一五年二月五日、勝茂は鍋島生三・久納市右衛門(茂俊)・三浦四郎右衛門(賢純)・石井清五左衛門(茂清)に対し、(i)名古屋城普請により家臣を通じた京都・伏見の商人からの借銀三〇〇貫、(ii)伏見で改めた蔵入借銀が二七〇貫、(iii)名古屋城普請により方々への遺料が嵩み当年の蔵入物成による皆済が不能の見通しであること、(iv)そのため蔵入耕作に念を入れ家中知行地に対しても損耗なきように気遣うことなどを書状にて指示した。生三は鍋島清泰の子清虎の三男で、慶長元和期にかけて側近政治を展開した鍋島氏一門である。<sup>(29)</sup>また石井茂清は一時直茂の養子になった経歴を有する鍋島茂里の実家石井家の一族であり、この石井氏が天正末年から慶長期にかけて大名蔵入物成勘定を担当していたことは先述(一節)した通りである。さらに、久納茂俊は関ヶ原の戦い直後に鍋島家存続のために奔走しており、その知行高は七〇〇石から一、〇〇〇石、一、二〇〇石へと加増され、鍋島氏の信任を得ていた。三浦賢純も直茂・勝茂より生三・石井茂清とと

もに種々の指示がなされている。すなわち慶長一五年二月の勝茂書状は当該段階において鍋島大名権力を構成する譜代側近家臣に宛行われたものであり、これら家臣層による大名財政運用形態が慶長検地実施期を通じて形成・強化されてきたことが、蔵入借銀・遺物料・蔵入物成さらには蔵入耕作など、直接大名財政に関わる指示が与えられていることにより理解される。

このような譜代側近層による大名財政運用に中核的機能を果たしていたのは鍋島生三であった。すなわち、慶長一五年全家臣団に対し命じられた三部上地（三〇％知行地召し上げ）実施を担当したのは、「今度上地書付を以、勘右衛門尉（勝茂）申上候間、当所務之儀、生三存候て、無緩取収候」とあるように生三であり、小物成の換銀化さらには新蔵入五万石について一万石は扶持方、四万石は借銀用との指示が与えられたのも彼であった。かかる状況のなか元和二年五月一日、勝茂は生三に次のような指示を与えた。<sup>(33)</sup>

平右衛門・彦兵衛、元和元年之算用相澄罷上候間、啓一書候

一、帳内少々合点不参所候へ共、諸役者銘々算用相澄候切手遣候、其心得尤候

一、蔵入方之儀、少之儀にても、其方存候て、諸事無卒爾様ニ可申付儀、肝要ニ候、其ニ付而、其方背下知者候ハハ則討果尤候

一、爰元遣方存知之外入増シ候て、何共行當躰候、悉皆平右衛門尉可申候間、不及細筆候、恐々謹言

諸役者が作成する算用の確認をすでに生三が行っていることが知られるとともに、蔵入方が彼に全面委任され、「其方背下知者候ハハ則討果尤」という権限が与えられるに至ったのである。名古屋城普請を直接の契機として慶長一五年段階で家中および蔵入の借銀がそれぞれ三〇〇貫と二七〇貫に達していたこと、しかもそれが生三をはじめ譜代側近層に報告されたことは先述したが、このような借銀への対応が、生三への大名財政運用における強大な権限付与という形で具体化されようとしていたのである。これと同時に、蔵入検見組織の強化が企図された。

初期大名権力と財政運用形態

生三へ蔵入方が全面委任された三ヶ月後の元和二年八月五日、

堤惣兵衛尉

藤瀬二右衛門尉

(以下一七名略)

右之者共、石井大炊助与ニ相付候条、蔵方之儀念を入可相調者也<sup>(37)</sup>

と、勝茂は一九名の家臣を石井大炊助与に分与し、いわば財政官僚集団を形成した。さらに翌三年五月六日、毎年之検見者、三与たるへぎ之事

石井大炊助

石井寄合中より生三見合

一人

草場藤右衛門尉

石井寄合中より生三見合

一人

石井五郎右衛門尉

石井寄合中より生三見合

一人

右三与ニ口上有

一、式之丸ニ蔵相立、銀子入置、遣方之時者大炊助・伊兵衛<sup>(江副)</sup>・藤右衛門尉罷出、相封ニ而可罷出候事

一、大炊・伊兵衛・藤右衛門尉、何事ニても生三下知之外、仕間敷候、縦悪敷儀候共、其見越度ニ不可罷成事

一、米銀子間、遣方三人連判之事

右三カ条ニ口上有

一、諸役ニ神文をさせ可然候、我等下國之時、見可申事

一、蔵入當物成米粃、我等下之間、少にても取遣申間敷候事

右何も無相違、可被申付候<sup>(38)</sup>

と、勝茂は生三へ指示した。これによれば、前年石井大炊助与に分与されたような財政官僚集団Ⅱ与によって、蔵入検見が実施され、しかもこれらの与が「生三下知之外仕間敷」という如く、生三の指揮命令系統下におかれたわけである。これは生三管轄下における蔵入検見組織の形成・強化とみることができ、生三を中心とした譜代側近層による大名財政運用が蔵入地支配Ⅱ物成徴収機構の整備・拡充と軌を一にしていたことを物語ろう。事実、当時生三や石井氏は代官所支配に關与し、また蔵入春定<sup>(40)</sup>、蔵入未進究<sup>(41)</sup>等の物成徴収に関する政務を担当していたのである。ここに大名蔵入財政の運用機能と蔵入地支配Ⅱ物成徴収機能が、生三を中核に譜代側近層に集中されたわけである。元和五年三月九日、勝茂は生三に（i）公儀普請、（ii）元茂<sup>(42)</sup>、（iii）神崎郡代の選任、（iv）肥後目附衆への対応、（v）高伝寺客伝出来、（vi）將軍上洛延引の風聞、（vii）領中耕作仕付など、大名財政・領内支配等、藩政全般にわたる指示を与えているが、このことは、先の両機能が生三に集中されていたことのいわば象徴であった。

しかし、藩政、とくに財政運用の中心課題はその強化から公儀普請を直接の契機とした借銀対策という、より具体的問題に移りつつあった。元和二・三年の蔵入検見組織の強化は借銀対策を前提としていたことは先述の如くで、検見三与の与頭である石井大炊助・草場藤右衛門および江副伊兵衛さらに生三を加えた四人に対して、勝茂より「当町人借銀引残本利合、元和三年九月切目安」<sup>(43)</sup>が提示され、本利合わせて二〇三貫四五八匁余の返済を当物成で行うよう指示されたのは元和三年一〇月七日、検見三与が組織化された五ヶ月後であった。だが、当段階における

借銀が「当町人」（佐賀藩領内、とくに、城下町人カ）からのみではなく、京都・伏見の上方商人よりもなされたことが推測でき、借銀額は二〇三貫余にとどまるものではなかったろう。事実、これ以後佐賀藩の借銀は増加の一端をたどるのである（後掲表4参照）。かかる借銀の増大傾向のなかで、生三を中心とした譜代側近層による財政運用は限界に達していたと考えられる。ここに譜代層にかわる新たな大名財政運用体制が成立する重要な契機が存在していた。

## (2) 竜造寺系家臣の財政運用への参画

朝鮮出兵を契機とした竜造寺氏大名財政に対する運用権限の独占により、これを自らの権力基盤として実質的な大名財政を成立させるに至った鍋島氏が、慶長検地を開始して領内生産力の掌握、大名財政の強化を企図していた時期にあたる慶長一二年、竜造寺家の当主高房とその父政家が相次いで亡くなった。<sup>(44)</sup>ここに、竜造寺本家は断絶し、鍋島佐賀藩が名実ともに成立した。

翌慶長一三年四月四日、高房の弟であり竜造寺の本家格となった竜造寺安良は、「世上如何鉢ニ転変候共、対<sup>(45)</sup>加州・信州、為竜造寺八助、身命之限、無別心無二、可立御用覚悟、不浅相部候、然上ハ何様於向後、無邪儀表裏、御奉公可申事」と、直茂・勝茂に対して忠誠を誓った。鍋島氏・大名権力による独自の政治路線は、ここに出発することになったのである。すなわち、鍋島氏は竜造寺有力家臣である四家（多久・武雄・諫早・須古）を佐賀へ召し寄せ「家老」としたが、この四家は安良が起請文を提出した半月後の四月二日、「已来在佐嘉<sup>(46)</sup>にて御家之儀諸事可致気遣事」と鍋島一門・重臣と連署にて「覚」を提出している。<sup>(47)</sup>鍋島氏は竜造寺四家を鍋島氏一門・重臣とともに政治中枢に参画させることにより独自の権力編成を創出しようとしたといえよう。

この鍋島氏の意図は、翌慶長一四年八月八日付の竜造寺四家と鍋島茂里連署による誓詞に具体化されていた。す

なわち鍋島氏に対して、「五人」具体的には多久安順・武雄茂綱・須古信昭・諫早直孝の竜造寺四家および鍋島氏の重臣・鍋島茂里が一体となつて、「五人之間、向後邪儀疎略を存間敷之事」を前提に、「五人」の間での不和・訴訟がおこつた場合の、あるいは戦時・平時の協力体制が誓約されている。これは「御家御為可能成候者可申上（中略）平生之儀も御為ニ不罷成と存寄儀候者、無用捨可申出」という誓約が物語っているように、竜造寺四家と鍋島氏重臣による政治路線の方向を示すものにはかならない。つまり、鍋島氏は生三を中心とする譜代側近層の政治運営を企図する一方、竜造寺本家の断絶にともない竜造寺系有力家臣である四家を組み込むことにより、新たな大名権力編成の創出をはかつたのである。

ところが慶長一五年八月の鍋島茂里の他界は竜造寺四家の政治力を相対的に高めることになった。当初、生三によるいわば初期側近体制と竜造寺四家による政治体制（執政体制）<sup>(49)</sup>とは並存していたと考えられるが、漸次後者の執政体制が前者の側近体制を包摂していったと思われる。そのような意味で、すでに慶長一五年正月三日竜造寺四家の連署によつて、領中の塩土井・堤築造・道橋普請以外の農民使役と他出を禁じる法令が生三に対して示達されているのは注目される。これはすでに生三を中心とする側近体制が竜造寺執政体制を前提に存在していたことを明らかにしている。このように竜造寺四家が参画した新たな権力編成のなかで、蔵入借銀への対応策の一環として慶長末から元和期にかけて、生三に大名財政運用と蔵入地Ⅱ物成徴収の権限が集中されたのである。

しかし、生三―譜代家臣層への大名財政Ⅱ蔵入方の全面委任による藩財政再建策は、十分に効果を上げるには至らなかったようだ。表4は佐賀藩の慶長ノ承応段階における借銀高の変遷を示したものである。とくに、慶長一五年から元和六年にかけて蔵入借銀高は二七〇貫から二、六〇〇貫へと九・六倍に膨張した。その大きな原因が度重なる公儀軍役（狭義の軍事動員や城郭普請など）に求められる以上、大名権力の危機感は大きかったといえ、家中借銀を抱えた家臣層も同様の認識を共有していたと思われる。いずれにしても、慶長一五年より元和六年にかけて

初期大名権力と財政運用形態

の借銀規模の膨張は、生三―譜代家臣層による財政再建策の限界を示しているのである。

蔵入借銀高がすでに二、六〇〇貫に達していた元和六年七月、勝茂は多久安順・鍋島茂綱（武雄）に対し、「当年御普請ニ付、借銀過分相成」<sup>(51)</sup>と嘆息するに至っており、同年一月二三日伏見詰であったと思われる家臣に「借銀返納之儀、此地（佐賀力）にて長門・主殿へ」とくと談合申、三拾六万石ニ割付ニ無残所相澄」<sup>(52)</sup>と報告している。借銀対策Ⅱ財政再建策に竜造寺執政体制を構成していた多久安順・鍋島茂綱などが関わるようになっていたのである。<sup>(53)</sup>

元和七年、多久安順の主導による竜造寺四家の三部土地は、<sup>(54)</sup>以上のような大名財政の再建さらには藩政運営に同

表 4 佐賀藩における借銀高（慶長～承応期）

| 年度    | 蔵入借銀               | 家中借銀   | 備考                      | 出典                                              |
|-------|--------------------|--------|-------------------------|-------------------------------------------------|
| 慶長15年 | 270貫               | 300貫   | 蔵入借銀は京都・伏見より<br>当时入借銀引残 | 「坊所鍋島家文書」『集成』11巻）278号                           |
| 元和3   | 203貫458匁           |        |                         | 「同上」『同上』12巻）423号                                |
| 元和6   | 2,600貫             |        |                         | 「有田家文書」『同上』14巻）33号                              |
| 寛永4   | 2,300貫             |        |                         | 「寛永四年御借銀御返済当」（泰盛院様御代御書物書技）所収                    |
| 寛永6   | 2,750貫             | 1,452貫 |                         | 「寛永六年御借銀御返済当」（月室様御代覚書）所収、「寛永六年御借銀御返済当」（多久家書物）所収 |
| 寛永15  |                    | 2,200貫 |                         | 「有馬一揆控」（肥後田草様）所収                                |
| 寛永20  | 10,000貫            |        | 利足駄毎年1,000貫             | 「問題手頭」（同上）所収                                    |
| 慶安元   | 13,227貫600日        |        |                         | 「勝茂公譜考補」十下                                      |
| 承応4   | 14,000～<br>15,000貫 |        |                         | 「口上書」（泰盛院様御代御書物書技）所収                            |

四家の援助が不可欠であることを鍋島氏に刻印つけたことであろう。多久氏を首班とする竜造寺執政体制は、生三を中心とした譜代家臣層による側近体制を包摂し、ここに本格的に開始されるのであり、鍋島氏大名財政の運用形態は、竜造寺執政体制という権力編成のなかで変容していくのである。

### 三 竜造寺執政体制と大名財政

#### (1) 財政再建策と「ゆい」の論理

元和五、六年にかけて命じられた江戸普請方用石運送、大坂城普請<sup>(55)</sup>などは、前節で閑説したように蔵入借銀を二、六〇〇貫に膨張させた。これに対して同六年家中一統に反銀が賦課され、さらに翌七年竜造寺四家による三部土地が実施されたのである。しかし、かかる一連の財政再建政策は家中財政を疲弊させるに至り、元和六年に引き続き寛永二年の家中反銀返納計画に対して、多久安順が反対したのはこの理由によった。安順が勝茂の意向に対してこのような立場をとり得たのは、大名財政運用に対する権限が安順主導の三部土地を契機として、生三より多久氏へ移っていったためと考える。

寛永四年八月、勝茂は先の安順の反対を踏まえ、再び財政再建について方針を出した。それは、公儀普請がない年は親類家中に対して有米一〇〇石につき一五〇匁の舐銀を賦課するものの、原則的には反銀・反米上納を前堤としない、いわば蔵入方独自のやり方であった。<sup>(56)</sup>

この計画を具体的化したものが「寛永五年蔵入算用」<sup>(57)</sup>だったと考えられ、これを表5として掲げた。同表よりまず、財政収入にあたる①「都合米」が一一八、八五七石五斗六升であり、表3に示される慶長九年の「都合米」五八、三九六石五斗の約二倍の規模となったことが窺える。慶長一五年の全家臣に対する三部土地、元和七年の竜造寺四家による三部土地、あるいは慶長検地による打出、新田の開地などにより大名財政が強化されてきたといえよ

う。都合米は切米や落米等(②・③)を除いて全て換銀化されるようになってきているが、これは慶長九年の物成目安と相違しており、このことから表5の算用が借銀対策を前提に作成された一つのプランであったと推測される。この表によれば寛永四年の借銀高は二、三〇〇貫で(⑧)、毎年の通常経費に予定される額七、四貫四五、三分(⑪ないし⑬)の三・二倍に達していた。これが、⑨「売立ニ而払」や⑬「寛永五年之物成

表5 寛永5年蔵入算用

|   | 収 支 高                    | 項 目                                     |
|---|--------------------------|-----------------------------------------|
| 米 | 118,857. <sup>㊦</sup> 56 | ①都合米                                    |
|   | 16,258.26                | ②切米其外ニ而渡分                               |
|   | 8,099.3                  | ③凡落米除物                                  |
|   | 24,357.56                | ④合(②+③)                                 |
| 収 | 90,000.                  | ⑤残米(①-④)                                |
|   | 50,000.                  | ⑥上方ニ而之売立、直段百目ニ付米五石宛運賃加<br>此銀1,000貫目(⑥') |
|   | 40,000.                  | ⑦御国元ニ而売立、直段百目ニ付米七石宛<br>此銀571貫300目(⑦')   |
|   |                          |                                         |
| 支 | 2,300. <sup>㊦</sup>      | ⑧御借銀、但寛永四年之暮残分                          |
|   | 1,571.300 <sup>㊦</sup>   | ⑨右売立ニ而払(⑥'+⑦')                          |
|   | 728.700                  | ⑩寛永四年之暮本銀(⑧-⑨)                          |
|   | 714.045.3                | ⑪毎年銀ニ而御遣方之分寛永五年中                        |
| 銀 | 1,515.615.3              | ⑫二口合銀、寛永五年之暮引残ル分 但利足入テ(⑩+⑪)             |
|   | 1,571.300                | ⑬寛永五年之御物成ニ而売立                           |
|   | 1,515.615.3              | ⑭右売立ノ内ニ而払(⑫)                            |
|   | 15.684.7                 | ⑮有銀(⑬-⑭)                                |
| 収 | 714.045.3                | ⑯毎年銀子ニ而御遣方之分寛永六年中                       |
|   | 15.684.7                 | ⑰寛永五年之御物成銀之引残(⑮)                        |
|   | 698.360.6                | ⑱不足銀、寛永六年御物成銀之内ニ而次ク(⑯-⑰)                |
|   |                          |                                         |
| 支 |                          |                                         |
|   |                          |                                         |
|   |                          |                                         |
|   |                          |                                         |

註)「泰盛院様御代御書物書技」より作成。なお、米収支高は、米高(物成高)である。また、⑤や⑫・⑮の数値で指摘できるように、各々の数値には、誤差が想定される。

ニ而売立<sup>(61)</sup>』という物成米換銀高を毎年一、五七一貫三〇〇目と設定することにより、返済されようとしている。当然⑮不足銀が生じるものの、これは「寛永六年御物成銀之内ニ而次ク」とあるように次年度に繰り越され、漸次借銀額が減少されようとしている。

しかし、家中財政に負担をかけないことを前提とし、寛永五年の蔵入算用（プラン）に具体化した借銀返済計画は、寛永五年の大坂城普請により瓦解する。翌寛永六年五月一〇日、勝茂は国元の多久安順・諫早直孝・鍋島茂綱に対し七ヶ条の「覚」を送った。これは主として蔵入および家中の借銀対策を示したものであり、（i）寛永六年暮は蔵入方と親類家中の惣出来で蔵入方の借銀を返済、（ii）同七年暮は親類家中に蔵入方が援助して親類家中の借銀を皆済、（iii）その際蔵入方より差し出した銀子は利分無しにて二〜三年で返納、（iv）この借銀返済計画に伴い親類家中の在郷差免じ、（v）御普請料として蔵入より五万石別置、などが指示された。ここで注目したいのは蔵入借銀と家中借銀が同時に問題とされていることである。すなわち、財政再建策としてすでに家中一統への反米・反銀が賦課されていたが、これが家中財政窮乏化を招来していた。これとともに「蔵入並親類家中ゆいニ而借銀返納」（四条）という如く、蔵入財政と家中財政を一体化して借銀返納を行おうとするいわば「ゆい」の論理<sup>(64)</sup>が明示されるに至った。このような借銀返済に対して、同年六月二五日多久安順などは、親類家中の惣出来には反対したものの、家中七部（七〇％）出来および蔵入方惣出来による蔵入方借銀返済と、蔵入方と家中の各々四部二合（四二％）出来による家中借銀の返済（蔵入の四部二合が約五万石に相当）を提示した。<sup>(65)</sup>つまり、勝茂が提唱した「ゆい」の論理は継承されているのであり、勝茂はこの修正案に同意している。<sup>(66)</sup>さらに寛永五年五月に勝茂が提案していた蔵入方から御普請料としての五万石別置は、寛永七年四月五日、多久安順などにより「御借銀返済方並御普請料」として五万石を引き分けて六万石で「公儀御国元万御遣方」を賄うという如く、事実上再確認され、ここに蔵入Ⅱ大名財政は二分（両蔵入）<sup>(67)</sup> されて管掌されることになった。

このように、多久安順を中心に蔵入方と家中財政を一体化した「ゆい」の論理によって進められようとした財政再建策は、しかし成功しなかった。その原因は財政再建に当たらなければならなかった「親類」層の政策担当者にあった。寛永一〇年九月勝茂は多久安順の養子茂辰宛書状のなかで、次のように述べている。

一、蔵役之儀、先様ハ一人ニ而も可然候ハん哉之由、先日申遣候付而、其通ニも可然存候通申越、承届候、此段ハ、来年我等罷下候てゝ、談合可申候間、其心得尤候

一、蔵入之儀、我等存候て万事申付、算用迄も承候ハ、家中之者何かと可申儀も可有之と令察、先年蔵入一職、親類中へ相渡、公儀私其外諸算用を可被相調由申、差渡候へ共、無其甲斐、算用などの儀も人任セニ候て被置候故、出入有之候而、于今不相澄事ニ候、其後、石井修理江戸へ罷越候刻、公儀料之蔵入相渡候ハ、御普請之刻、其外諸事相調、借銀も漸々ニ拂可申候由、親類中へ被申越候付而、幸ニ存、又々蔵入相渡候処ニ、結句算用方などニ出入有之而、借銀少も子分拂なども無之候ツ、其まゝにて召置候ハ、諸事難調、出入なども可有之躰ニ見及候付而、又修理・兵部へ申付候ツる、跡々之躰、右之分ニ候條、今度其方へ引渡候間、万事仕配之心持可入候

この書状内容より、先年「蔵入一職」は大名財政に関する諸権限を委任された「親類」層が十分にその機能を果たしていなかったことがわかる。「親類」とはこの時期の書状に登場する多久茂辰を中心とする家臣層、就中、竜造寺四家を指していたと考えられる。<sup>(20)</sup>「親類」層による財政運用義務の不履行の背景には藩政上の多様な問題が想定されよう。例えば、元和七年竜造寺四家が実施した三部上地が期限付きであったにも関わらず、結局「公田」は蔵入地化され戻されなかったことに対する鍋島氏への潜在的な不満などが考えられるが、より基本的には本来竜造寺四家が藩・大名領国内に一円的な知行地を有し、大名権力に鍋島氏からの相対的独自性を保持していたことが想定される。<sup>(21)</sup>

にもかかわらず、鍋島氏Ⅱ大名権力による藩政運営、財政再建策の施行に際し、竜造寺執政体制は元和三部上地を主導した多久安順を首班としてすでに定着し、かつ不可欠な編成原理となっていた。安順の養子茂辰に「蔵入一職」Ⅱ大名財政運用の権限が「蔵役之儀、先様ハ一人ニ而も可然」という認識のもとに、「親類」層のなかからとくに全面委任されたところに、多久氏を中核に置いた竜造寺執政体制の定着・強化を勝茂が企図していたことが窺われる。茂辰はこの年（寛永一〇年）、借銀が嵩んだ「深負」の家臣については、家臣が所属する「与私」<sup>(73)</sup>の与頭が「其知行を預り命継斗り当介、其余ニ而年々払、皆済之砌其主へ差返」<sup>(74)</sup>として、家中財政を与頭の責任において再建することを進言しており、さらに翌一年には、「深負」の家臣のみならず全員が知行を差し分けて与頭に預けることを申し述べた。茂辰は「ゆい」の論理に基づく新たな家中借銀対策を構想していたわけである。寛永一年一二月二六日に家臣の勅規定および加勢銀規定を勝茂が茂辰へ命じたのも、以上の背景からであろう。

ここに、多久安順を中心とする「親類」層に替わり、多久茂辰が竜造寺執政体制の強化を通じて大名財政運用を一元的に掌握する段階を迎えるのである。

## (2) 竜造寺執政体制の強化と財政運用

「蔵入一職」が委任された多久茂辰は、寛永一二年六月「国元諸事仕配」が申し付けられ、これに伴い神代常親・鍋島茂賢が茂辰後見、鍋島茂利・大木統清が大横目、さらに諫早直孝・鍋島茂綱が茂辰の談合役とされた。多久茂辰への権力集中化、すなわち多久氏を首班とした竜造寺執政体制の強化が新たに鍋島氏一門・重臣・竜造寺系有力家臣などを布陣に加えここに実現した。茂辰へのこのような権力集中化は、大名財政運用に対する権限の拡大・一元化を伴っていた。すなわち、すでに委任されていた蔵入方のみならず、小物成・公儀料といういわば藩主機密費<sup>(75)</sup>まで茂辰に一任され、この茂辰の管掌のもと中野茂利・諸岡茂之に、寛永六ないし七年以降二分されていた蔵入

初期大名権力と財政運用形態

(「両蔵入」)の運用(「大遣方」)が改めて命じられた。<sup>(81)</sup>そして茂辰に一元化された大名財政の蔵入方運用に関する単一法令が、同日(寛永一二年六月二三日)制定されたのである。

これは後の蔵入方法令に比較すれば具体性に欠けるものの、合理的法体系の整備運用に基づく藩政運営の前駆をなす一環と捉えれば、その画期性は注目されよう。以下に引用して検討を加えよう。

蔵入方

一、十二ヶ月之割悪敷所ニて仕替之、可然事

一、両蔵入、彦右衛門・内匠、今之まゝにて可然存候事

一、借銀返弁、毎年子分拂いたし、三年ニ一度、余銀ニて、利足拂之上ニ返弁之事

一、算用之儀、江戸・大坂之儀者、勝屋勘右衛門・関将監・鹿江茂左衛門、可相究候事

一、国元・下関・姪之浜、小物成算用究之儀者、諸岡彦右衛門相究候上、美作可相改事

一、諸算用之大目安、美作手前々、一年ニ一度宛、見可申事

一、十二ヶ月之割付之外、於江戸・上方、金銀米諸色出方筈出手、勝屋勘右衛門・関将監・鹿江茂左衛門江申

付候事

一、十二ヶ月之割付外、国元・下関・姪之浜、金銀米諸色出方筈出手、美作、諸岡彦右衛門江申付候事  
以上<sup>(82)</sup>

この規定により指摘されることは、まず一二ヶ月の年間予算編成が明記されたことである。近世大名領では大名財政の成立過程で漸次予算制度がとられるようになったと考えられるが、当初から一年間の予算編成が実施されていたかは疑問である。佐賀藩の場合、慶長一〇年の規定に<sup>(83)</sup>

一、其方請取置八木之儀、石井伊兵衛又其方ハ両人ほと相付、蔵出入可申付事  
(納高千兵衛)

一、何連ニよらず、月切ニ算用相究可申候事とあるように、財政運用は月切を基本としており、これは蔵方諸役が未だ十分に整備・組織されるに至らず、したがって年間予算がたてられるような「蔵出入」が確定できなかったためと考えられる。確かにすでに慶長九年前掲表3の如き物成目安が作成されており、年間予算制度が実施されていたことも窺えるが、同表に示すように③引残米一五、五三〇石余が支出外に別記されており、これは支出目安が十分に立てられなかったことを推測せしめる。

いずれにしても寛永一二年段階で年間予算制度が法的に明記されたことは注目され、これは、この時期作成された目安(表6)の記載様式にも反映(⑤・⑥項目参照)している。算用究が江戸・大坂のいわば領外と下関・姪之浜や小物成を含めたいわば国元に分離されたことも重要であり、このことも表6に示される。すなわち、前者の領外算用が⑥・⑦・⑪、後者の国元算用が⑩・⑫<sup>84</sup>・

初期大名権力と財政運用形態

表6 寛永12年御蔵入御物成目安

| 収 支 高          | 項 目                                                           |
|----------------|---------------------------------------------------------------|
| 93,808. ㊦85881 | ①都合地米                                                         |
| 15,095.23867   | ②除米                                                           |
| 78,713.61814   | ③当有米 (①-②)                                                    |
| 81,468.59581   | ④本口合米 (③+口米)                                                  |
| 51,316.96      | ⑤御遣方成、但12ヶ月御定之内、米銀にて渡分                                        |
| 8,237.15       | ⑥大坂上米に成、但12ヶ月御定之内、銀代に成                                        |
| 3,796.6        | ⑦代銀115貫50匁にて勝屋勘左衛門、下村与四右衛門渡り、<br>但江戸御屋敷前御定之内、右之分除ヶ申候付而、別に差上申候 |
| 63,350.71      | ⑧合 (⑤+⑥+⑦)                                                    |
| 18,117.8858    | ⑨残米 (④-⑧)                                                     |
| 1,977.8        | ⑩諸郷延米                                                         |
| 9,945.         | ⑪銀代に成、但銀300貫目にて江戸仕上せ                                          |
| 2,000.         | ⑫置米                                                           |
| 3,000.         | ⑬諸郷借米                                                         |
| 16,922.8       | ⑭合 (⑩+⑪+⑫+⑬)                                                  |
| 1,195.0858     | ⑮諸郷少宛之未進 (⑨-⑭)                                                |

註)「寛永十二年御蔵入物成目安」(「肥陽旧章録」所収)より作成。

⑬に相当する。さらに「蔵入方」について指摘できることは、領外・国元ともに経常支出とは別に「十二ヶ月之割付之事」として、いわば臨時支出が設定されたことである。これに関して表6では確認できないものの、明暦三年段階の目安（後掲表9）では経常支出に当たる⑧一二ヶ月惣仕廻とは別に、臨時支出の⑨臨時料が計上されている。

以上のように、寛永一二年六月茂辰に国元諸事支配が命じられるとともに、前年に委任された蔵入のみならず藩主機密費としての性格をもつ小物成・公儀料までも一任され、茂辰の管掌下、中野茂利・諸岡茂之・勝屋茂為・関清長・鹿江茂左衛門などを通じて、(i)年間予算編成、(ii)領外・国元算用究、(iii)臨時支出の設定、などの新たに法令化された諸原則に従い、大名財政が運用されることになったのである。

寛永一四年二月、茂辰は「蔵入方之儀ハ不及申、惣家中支配之儀、万事弥其方へ相任せ候条、毎年無滞様ニ可為肝要之事」<sup>(85)</sup>と、蔵入方Ⅱ大名財政に加え惣家中支配を委任され、茂辰を中核とする竜造寺執政体制はさらに強化された。また同時に、家中借銀高究が行なわれるとともに、家中借銀を蔵入へ加える方針が明示された。これは、寛永六年に勝茂が提示した大名財政と家中財政を一体化した借銀返済策、および茂辰自身が寛永一〇～一一年にかけて安順に披瀝した家中財政を与頭の責任において再建するという政策の延長として位置づけられ、いわば「ゆい」の論理を基調とした財政再建策であつ

表7 「島原の乱」陣中諸費用（寛永14～5年）

| 収 支 高                     | 項 目                 |
|---------------------------|---------------------|
| 226. <sup>※</sup>         | ①銀子                 |
| 45,476. <sup>※7</sup>     | ②甲非守(鍋島直澄)直段100目付2石 |
| 15,734. <sup>※91</sup>    | ③米                  |
| 8,468.178                 | ④白米、直段銀100目ニ付2石     |
| (7,266.732)               | ⑤赤米、直段銀100目ニ付2.3石   |
| 1,965. <sup>※378.※6</sup> | ⑥右銀米惣合銀ニメ           |

注)「月堂様御代覚書」より作成

た。寛永一四年の蔵入方と惣家中支配の茂辰への一元化は、かかる蔵入・家中の財政再建が主要な眼目であったといえよう。

ところが、同年一〇月、島原・天草一揆（いわゆる「島原の乱」）が勃発した。この時の鍋島氏の陣中諸費用は表7に示すように、銀に換算して⑥一、九六五貫三七八匁六分であった。当時白米の換銀率が一〇〇目につき二石、赤米が二・三石であり、白米と赤米の比率が表7の④・⑤と同程度と推定し、両者平均の換銀率が一〇〇目につき二・一五石であったとすれば、諸費用総額一、九六五貫余は四二、二五五石余に相当することになる。これは寛永一二年段階（表6）における都合地米九三、八〇八石余の四五％に当たる。つまり「島原の乱」への出陣により年間蔵入総収入の半分近くを費やしてしまったことになるが、実際にはこれ以上の出費であったろう。大名財政の窮乏化は決定的となった。前掲表4によれば、寛永六年の蔵入借銀二、七五〇貫が寛永二〇年には一万貫に達しているが、この著しい増加は「島原の乱」を大きな画期としたと思われる。

蔵入財政と並行し家中財政も深刻な危機に陥っていた。その具体相は寛永一七年二月一三日、勝茂が鍋島直弘<sup>(87)</sup>などへ送った書状中の「家中之者私之借銀多ク候而、其年之物成大半返弁申候故、難凌様子と相聞<sup>(88)</sup>」という記述より窺い知られ、表4によれば寛永六年から同一五年にかけて家中借銀は、一、四五二貫から二、二〇〇貫に達していた。ここに「島原の乱」勃発前の寛永一四年二月に示された蔵入・家中借銀対策は挫折を余儀なくされ、大名財政運用の基調は借銀対策よりも基本的な問題へ移行していった。蔵入地支配Ⅱ物成徴収機構の強化がそれであるが、むしろここには、領主層の深刻な危機意識が集中的に露呈しているといえよう。

「島原の乱」後の寛永一六年五月一日、勝茂は茂辰と国元および小物成算用の責任者であった諸岡茂之へ

一、蔵入所務第一之儀候條、代官其外役者共へも、弥念を入候様ニ可被申付事

付、爰元ニ而之万遣方之儀ハ、公儀之儀ニ候へハ、よしめ候事、不相成候、於其地、我等不存ニ少に

ても造作入候儀、弥相止、可然之事

一、蔵入方此中之諸算用、如定置候、一年切ニ相澄候哉、承度候、算用相究候儀、延引候て、一年切ニ不相澄儀、役者共遣方、次年之物成を前々年之遣方ニ取越、紛可有之と存候、算用究会所迄も相立、役者申付召置候處ニ、如定不仕切儀、不審ニ存候、先様之儀、無滞、一年切ニ相澄候様ニ、堅可被申付候、寛永十四年迄之算用ハ相澄たる様ニ承候、於其儀ハ、能存候者一人相副、急度目安此方へ可差上候、算用方つかへ候て有之ニ付而申事候<sup>(88)</sup>

という内容を含んだ覚書を示した。この中で蔵入所務方が藩政上の最重要課題であることを確認し、代官をはじめとする物成徴収に当たる諸役者管理の徹底を促すとともに、蔵入算用の一年切について問い合わせている。また同年十一月十九日、再び茂辰と茂之に対し、米種植付に関し、中田よりも晩田の方が高米価で売却でき、しかも他国産が少なく市場価値が高いことを理由に、蔵入地・知行地を問わず「晩田一職耕作」を命じた<sup>(89)</sup>。蔵入地支配の強化は、代官などの物成徴収役者に対する管理・統轄にとどまらず、知行地をも射程にいった米種植付の問題までおよんだのである。

さらに、小物成についても指示があった<sup>(90)</sup>。それによれば小物成地の集中化とそのための代官の選任が命じられている。小物成には「年々突出候小物成」と「此中より之小物成」の二形態があったと想定される。このうち後者は藩主の家政的部分を賄うもので、「白石秀之屋敷廻りニ、一所ニ寄せ」と、杵島郡白石地域に集中せようとしていた<sup>(92)</sup>。ところで小物成は藩主機密費とされとくに幕末期には藩財政において重要となる掛硯方財源の主たる収入となる<sup>(93)</sup>。慶長一六年米三、〇四四石七斗一升一合、寛永六年六、三八三石二斗、承応二年九、七八三石七斗七升九合と、藩政初期より漸次増加していくが、<sup>(94)</sup>「島原の乱」後という深刻な大名財政窮乏化のなかで、とくに小物成徴集の強化が企図されたことは注目される。また同年閏十一月五日、勝茂は茂辰・茂之に対して小物成方を石井七左

衛門・土肥喜右衛門へ申し付けることを指示した。<sup>(95)</sup> 寛永一二年七月多久茂辰と諸岡茂之に小物成方が委任されていたが、<sup>(96)</sup> いわば専任奉行に小物成方が移管されたわけである。

このように「島原の乱」後の大名・家中財政の窮乏化の進行は、家中借銀を蔵入方借銀に加えて返済するという「ゆい」の論理を基調とした計画を挫折させ、直接の借銀対策よりも、むしろ基本的な蔵入地支配の強化に主眼が移り、代官支配・米種植付・小物成地の集中化とその専任奉行の設置というような施策が試みられた。しかし、表8として示した寛永一八年「両蔵入物成目安」<sup>(97)</sup>によれば、⑬「残銀不足」のほかに⑭「江戸上方借銀成立右少分ニ而も手付無之事」のように、全く返済めどが立たない借銀をも計上せねばならない財政構造となっており、寛永二〇年には、蔵入借銀一萬貫（前掲表4）に達していたのである。

表8 寛永18年両蔵入物成目安

|                  | 収 支 高                  | 項 目                    |
|------------------|------------------------|------------------------|
| 米<br>収<br>支      | 114,017. <sup>55</sup> | ①合地米                   |
|                  | 40,850.                | ②当除キ有                  |
|                  | 73,167.5               | ③残有米 (①-②)             |
|                  | 2,295.                 | ④口米 <白石口米除テ>           |
|                  | 75,462.5               | ⑤本口合米 (③+④)            |
|                  | 34,275.8               | ⑥御定米ニ而御遣方              |
| 換<br>銀<br>収<br>支 | 41,186.7               | ⑦米御遣方 (⑤-⑥)            |
|                  | 971. <sup>470</sup>    | ⑧御定銀ニ而御遣方              |
|                  | 1,463.091              | ⑨江戸臨時御遣方               |
|                  | 480.                   | ⑩京御借銀本捨利払              |
|                  | 120.800                | ⑪江戸御借銀利払               |
|                  | 120.                   | ⑫長崎本捨利払                |
|                  | 110.                   | ⑬寛永18年舫銀差次             |
|                  | 3,265.361              | ⑭合銀 (⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬)      |
|                  | 1,872.120              | ⑮当御物成代ヨリ               |
|                  | 1,393.241              | ⑯残銀不足 (⑭-⑮)            |
|                  | 凡900.                  | ⑰江戸上方御借銀成立、右少分ニ而も手付無之事 |

註) 「寛永十八年御両蔵入御物成目安」(「月堂様御代覚書」所収) より作成。

以上みてきたように、多久茂辰を首班とする竜造寺執政体制Ⅱ権力編成による大名財政運用は、いわば「ゆい」の論理に基づいた大名・家中財政の再建を前提としたにも関わらず、寛永一四〇五年の「島原の乱」出陣における多大な臨時出費に起因して、所期の目的を達成することなく、茂辰自らが私借銀をつくって罷免され（次節参照）、新たな運用形態へと変容することになった。しかし、いわば茂辰体制により創出された大名財政運用の諸原則は、新たな運用形態のなかで継承・定着していくことになる。

#### 四 蔵方頭人制の確立と特質

##### (1) 蔵方頭人制の確立

正保三年九月二日、茂辰は鍋島直澄・同直弘を通じて返済不能な程の借銀をつくったことを申し出、上地（定米二、〇〇〇石）を条件にその借銀を蔵入方に組み入れることを願い上げた。藩政運営にあたって藩主勝茂から強力な権限を与えられ、とくに大名財政再建を自ら主導していく立場にあった茂辰だけに、その進退は微妙であった。しかし、その結論はただちに出了れたようだ。つまり、茂辰が私借銀について申し出た一二日後にあたる九月四日、茂辰とともに寛永期藩政に重要な機能を果たし、とくに大名財政運用に大きな権限を有していた諸岡茂之が、百姓に非分を加えたとして罷免された。石井孝成が後任に就いている。なおこの時、「家中知行悪所者」の所替が指示され、無借銀の家中への褒詞が決定されたことは留意されよう。知行政策・家中財政に対する新たな政策が、茂之の罷免と同時に示達されたわけである。そして同年一月一七日、勝茂は茂辰に対し請役罷免を通告した。請役とは茂辰に集中されたような強力な権限を有する執政体制の首脳である。もともと家老役としての地位が保障されているところに、茂辰Ⅱ竜造寺系有力家臣の政治的地位が窺えるものの、請役を罷免されたことにより、多久氏を首班とする竜造寺執政体制Ⅱ権力編成は一応の終止符をうった。勝茂は茂辰の罷免に際し、請役を「別人可申」と

していたが、その地位に就いたのは鍋島茂綱（武雄）であつた。<sup>(前)</sup>ここに、茂綱を請役とする権力編成が成立し、この意味では武雄鍋島氏を首班として竜造寺執政体制は継続し、鍋島氏佐賀藩において定着・固定化したという見解が成立し得る。<sup>(前)</sup>ところが、一方で藩政初期より分家・創設されてきた鍋島氏一門の権限が漸次藩政上強化されていった事実も看過すべきではなく、むしろ正保三年の茂辰罷免以降の段階を、竜造寺執政体制に対して鍋島氏が独自の権力編成原理を構築しようと志向した時期と捉えることも可能だろう。藩体制を規定する諸原則が法令化・集大成化されるのがこの時期にあたるのである。<sup>(前)</sup>ではこのような鍋島一門を中心とする権力編成の集中・強化は、大名財政運用にいかなる変容をもたらしたのであろうか。

多久茂辰に罷免を通告した同日（正保三年十一月一七日）、勝茂は鍋島直澄・同直弘などの鍋島一門層に対して次のような方針を示した。

一、何も如存、蔵入借銀大分ニ成立、利足払之校量も無之、以来何と可相成哉、迷惑無此上候（中略）、何とそ五ヶ年之間ニ責而毎年之利足をも無懈怠相払、臨時之遣方有之共、借銀不増様ニ可仕と存候条、其心得可被申候（中略）、然上者此中々如申定候、用段之借銀其外蔵入成替り之類之儀、就中五、六年之間弥停<sup>(前)</sup>止候

すなわち、蔵入借銀が多額に上っていたことに對し、（i）今後五ヶ年の間毎年利足（息）だけでも支払うこと、（ii）そのため蔵入から家臣等への立替銀（「用段之借銀」）などは今後五ヶ六年の間停止というものであつた。茂辰の請役罷免と同時に直澄・直弘などの鍋島一門に蔵入借銀対策が示達されたところに、権力中枢部の交代が看取され、それは同日の知行政策・家中財政に対する新たな政策志向（先述）と相即するものだろう。

正保四年四月二〇日付勝茂書状は、国役を申し付けた家臣で不屈を構えたものに対する処置（知行取上）を指示したものであつたが、その宛所は、茂辰罷免直後の新たな権力編成を示したものととして注目される。すなわち、鍋

島勝茂の八男で白石鍋島家を創設した鍋島直弘<sup>(88)</sup>を筆頭に、茂辰の後任で請役の鍋島茂綱、前年請役を罷免されつつもそのまま家老役とされていた多久茂辰、茂綱・茂辰同様竜造寺四家の一つである諫早茂敬、藩政初期勝茂の側近として重要な役割を果たした鍋島生三の嫡子茂泰、それに前年九月の諸岡茂之の罷免に際し、その後任となった石井孝成がその構成員であった。鍋島直弘が筆頭であり、請役の茂綱が直弘の次席であることより、当該段階での権力構成員の事実上の首班の地位に直弘があつたことが窺われる。しかも、諸岡茂之の後任石井孝成が連署者を構成している点にも留意しておきたい。

このような権力中枢の構成のなか、直弘に大名財政Ⅱ「御蔵方都合」が委任されるにいたつた。

一、御蔵方都合之儀、某承候様ニと被仰付、内々役者共へ某吟味なと仕儀ニ御座候、併某共心遣仕候ても、曾而其詮も御座有間敷儀ニ致存候、今迄之通之御遣方ニ候へハ、当年も凡七、八百貫目も不足可仕かと、役者共申儀ニ御座候

一、此跡信州御事、長崎御すけ番ニ付、兩年宛御在国被成候故、西目づくに相調り申たる儀ニ御座候（中略）

若又毎年御参勤被遊義共ニ候ハハ、御家中も弥行詰り、諸事御為ニ不可然儀而已可有御座と奉存候

この史料は「御蔵 山城守」<sup>(鍋島直弘の参勤)</sup>より引用したものだが、直弘は「内々役者共へ某吟味なと仕」と財政実態の調査を独自に実施し、従前のような支出を行った場合、当年も七々八〇〇貫の不足銀がでることを懸念しており、直弘の財政再建への熱意と従来の財政運営の問題が想定される。この「御蔵 山城守」は、大名財政運用の責任者となった直弘が独自の財政調査を踏まえ勝茂側近を通じて種々の進言をしたものと思われるが、直弘に蔵方都合が委任された時期は明かではない。ただ引用史料の第二項目は長崎警備につき兩年（実際には一年半）在国を申請したものであるが、慶安二年には江戸参勤が半年となつてゐること、さらに直弘の財政調査に多少の時間が必要であつたことを勘案すれば、直弘に蔵方都合が委任されたのは、正保三年より慶安元年の間の可能性が高い。だとすれば、茂辰

が罷免された同日に蔵入借銀に関して直澄などとともに直弘へも指示されたので、おそらくは茂辰の罷免直後には蔵方都合が直弘に委任されたと考えて大過なからう。

いずれにしても、大名財政運用に対する権限は茂辰から直弘に集中されたわけで、請役となった茂綱は財政運用権を直接掌握はしていなかった<sup>(10)</sup>。この直弘管掌のもと、財政運用の形態は重要な画期を迎えることになる。それは第一に大名財政が借銀方と蔵入方に分離されて運用されるようになったことであり、第二に茂辰体制下において成立していた蔵方頭人制が定着したことである。

第一の点については、佐賀藩法を集成した「鳥ノ子御帳」<sup>(11)</sup>所収の「借銀方一通」と「諸算用一通」「蔵入方ニ付て之覚」(いずれも「同」三)によって知られる。最初が借銀方、後者二つが蔵入方についての法令である。まず借銀方については国元と江戸とに区別してそれぞれの役者が設定され、直弘がこれらの役者を統轄する「借銀方存候役者都合」とされた。すでに一万貫を越えていた借銀に対して(前掲表4参照)、専任の奉行が任命され蔵入方から分離独立して借銀対策にあたる体制がとられたのである。表9は借銀方がすでに蔵入方から分離していた明暦三年の蔵入物成目録であるが、これによると②地米(蔵入収入)一〇五、〇〇

表9 明暦3年蔵入物成凡目録

| 収 入 米 高              | 項 目                            |
|----------------------|--------------------------------|
| 10,000. <sup>石</sup> | ①借銀返弁地米除テ                      |
| 105,000.             | ②地米(蔵入収入)                      |
| (115,000.)           | ③(総蔵入収入高=合地米・都合米)              |
| 26,250.              | ④当落米(但2部半ニメ)                   |
| 78,750.              | ⑤残有米(②-④)                      |
| 2,756.25             | ⑥口米(但4部口米之内、半ハ代官料ニメ、<br>3部半之分) |
| 81,506.25            | ⑦本口合米(⑤+⑥)                     |
| 70,361.42            | ⑧12ヶ月惣仕廻                       |
| 11,144.83            | ⑨臨時料                           |

註)「明暦三年蔵入物成凡目録」(「明暦三年十二ヶ月惣仕廻目録・貞享元年御印帳之写江戸諸算用方付而申渡」所収)より作成。

○石は、すでに①「借銀返弁地米」一万石を除いたものとなっており、実際には①と②を合わせた③一一五、〇〇○石が蔵入地総収入となる。この目録には、このように借銀方と蔵入方が分離された大名財政運用形態が反映しているのである。

借銀方と別に分離された蔵入方に関することが第二の点である。蔵入方も借銀方同様直弘の管掌下にあったものの、とくに「蔵方頭人」という専任奉行が設定されたことが注目される。寛永期の茂辰体制下では、国元算用を担当していた諸岡茂之がこの役職に相当しよう。その権限を整備・強化して法令化し、この役職を中心に蔵入方Ⅱ大名財政が運用されるようになったことが、直弘管掌下における大きな特色といえよう。ここに、いわば大名財政運用形態が蔵方頭人制として確立したわけである。

## (2) 蔵方頭人制の特質

正保三年の多久茂辰の請役罷免は、佐賀藩における権力編成を多久氏を首班とする竜造寺執政体制から鍋島氏一門Ⅱ鍋島直弘を首班とする体制へと変容させる大きな画期となった。そして、鍋島茂綱（武雄）を請役とする竜造寺執政体制は、いわば直弘体制に包摂されることになった。それは、請役の茂綱ではなく直弘に大名財政運用の諸権限が集中されたことに現れているといえ、直弘の管掌下、大名財政は借銀方と蔵入方に分離された。これは従来の財政運用が借銀対策により多大の弊害を内包していたためと考えられる。このようにして大名財政の中心となった蔵入方は、蔵方頭人制の確立によりその運用形態が定着化する。

では、この蔵方頭人制はいかなる特質を有していたのか。「鳥ノ子御帳」所収の蔵入財政・蔵入地支配を規定する諸法令を通じて検討を加えることにしよう。まず第一に、蔵方頭人を担当した家臣についてである。茂辰体制下の事実上の蔵方頭人にあたる諸岡茂之は物成五〇〇石<sup>Ⅱ</sup>であった。また茂之の後任の石井孝成は物成六九三石<sup>Ⅱ</sup>である。

これに対して蔵方頭人制確立の段階においては、相浦源左衛門<sup>(14)</sup>がその役に就いたが物成三四〇石と、茂之・孝成などと比較すれば相対的に下層家臣が担当したことになる。

第二に、このような家臣が担当したものの、いわば藩主直屬とした。すなわち、「其方（相浦源左衛門＝蔵方頭人）本丸江詰居、用所相調候所、誘置、我等在国之刻ハ毎日相詰可罷在候（中略）殊更本丸へ詰居候て諸役者思入も可為各別事<sup>(15)</sup>」として、蔵方頭人は毎日本丸詰とされたが、これは藩主直屬という威厳により諸役者支配に有効であるばかりか、「臨時并入越候遣方ハ、我等切手を以可差出<sup>(16)</sup>」という場合の財政運用の柔軟化、円滑化の前提でもあった。

第三に、これにともない財政運用に関し、強力で広範な権限が委任されたことである。「蔵入十二ヶ月惣仕廻之定帳」は蔵方頭人の管轄化におかれ、藩庫である銀蔵・米蔵役人は蔵方頭人直轄の下役とされた。また、年間算用を作成する諸役人に対しても蔵方頭人が直接指示を与えることができた。さらに諸役人のうち金銀米銭支出を担当する役人は、一年交替とされ、蔵方頭人の管轄下に置かれた。

第四に「公私万事相調候儀、蔵入所務方第一二候条、卒爾之支配不可然候、太体之損徳を相考、兼而役者配可入念事、附り、諸役者緩セ并奸謀等之悪事ハ、頭人之不念ニ令出来義候条、能々可得其意事<sup>(17)</sup>」として蔵入地支配の権限が集中され、諸役人の統轄を行ったことである。これは慶長末から元和期にかけて鍋島生三を中心に譜代家臣に対して大名財政運用と蔵入地支配の権限が強化されたこと、あるいは、寛永後期の「島原の乱」後、多久茂辰と諸岡茂之が直接に蔵入地支配強化の諸政策を展開したことの延長として捉えられるものの、それらの場合と相違するのは、蔵方頭人が相対的に下層の家臣によって担当されていた点であり、これは、財政官僚機構とともに蔵入地支配機構が前代の諸政策を通じて漸次整備・制度化されてきたことを示していよう。いわば未分化な行政機構が系統的に組織され、機構による管理・支配体制が成立しつつあったことを示すものであろう。この蔵方頭人管轄下に

組織された役人は、代官・代官下代・検者・蔵入所大庄屋・同小庄屋などであり、「郡代并代官へ申渡候書面之写為心得相渡」<sup>(18)</sup>と蔵入地のみならず知行地支配に関与していた郡代掟が渡されていたところに、蔵入地と知行地の統一的な掌握を大名権力が企図していたことを看取し得る。このことは第五の特質の前提でもあった。

その第五の特質とは、この蔵方頭人を通じて以下のような政策が試みられたことである。

一、此中蔵入所少宛ちりくニ有之て不可然候条、何とぞ漸々一所くニ寄候調儀可仕候、私ニ不相成在所へ、我等へ可申聞事

一、先様加増并新地申付候者有之刻は、上り地之内在所付仕候而とらせ可申候、然時は其身知行之近所、又は勝手能所坏ニて、在所を望候儀可為停止候、我等承候迄分別不申候得共、気味悪敷候故申事候

一、与賀・川副其外城近所并佐賀山・神埼山、先様配分仕間敷事<sup>(19)</sup>

つまり、(i)蔵入地の集中化、(ii)知行地の蔵入地内宛行禁止、(iii)城周辺や「佐賀山」・「神埼山」の蔵入地占有・固定化という、知行地に対する蔵入地優先の方針が打ち出されたことである。しかし、この方針の遂行は当該段階においてはかなり困難であった。承応二年、勝茂は右の方針に基づき、三根・養父・神埼の東目諸郡を中心とする蔵入地と知行地(配分地)の入り組み解消と蔵入地一、〇〇〇石内外にして新たに集中する政策を打ち出した。<sup>(20)</sup>これに対して当時請役であった鍋島茂綱の「配分之百姓ノ未進借米等前ノ地頭ニ相調不申シテハ前ノ地頭迷惑」、また多久茂辰の「御蔵入ノ方ニテハ御損被遊テモ、配分地頭へハ迷惑無之様被仰付不被下シテハ不叶」という進言にみられるように、給人(地頭)に与える損失が考慮されて反対を表明する意見が大勢を占めていた。反米・反銀賦課による家中財政の窮乏化に対して在郷ないし手作が認可され、知行地百姓と強固な関係を結んでいた給人にとって、知行地は自らの再生産を大きく規定していたのである。とはいうものの、鍋島氏大名権力により蔵入地優先の方針が蔵方頭人制の確立を契機として明示されたことは注目しておく必要がある。

以上、藏方頭人制の特質をめぐり関係法令を通じて検討してきたが、要するに鍋島氏大名権力が一門（鍋島直弘）を首班とした新たな編成のなかで企図した財政運用の基調は、譜代財政官僚層の形成による財政健全化およびこれと不可分な蔵入地の知行地に対する優位性の確立であったといえる。これにともない居替銀<sup>⑭</sup>の禁止<sup>⑮</sup>あるいは借銀利息支払いの停止<sup>⑯</sup>といういわば強硬な財政再建策がとられることになった。大名財政運用形態は以上のような経緯のなかで新たな段階を迎えようとしていたのである。

## おわりに

天正一五年、豊臣政権の九州知行割により、竜造寺佐賀藩が成立した。しかし、領内支配権を事実上行使していた鍋島氏は、朝鮮出兵Ⅱ公儀軍役を背景に竜造寺大名財政運用の独占化を通じて漸次これを包摂し、鍋島大名財政が成立した。当初の鍋島氏譜代側近層による財政運用形態は大名権力の確定・強化という鍋島氏の意図を示しているが、度重なる公儀普請による財政窮乏化は、新たな権力編成に参画していた前領主竜造寺氏の有力家臣による運用形態へと変容せしめた。その主要な契機はこれらの家臣層による土地であり、藩政運営は彼らの政治的・経済的援助を不可欠としていた。

このような経緯のなかで、財政運用に関わる諸原則（年間予算制・落米を差し引いた残有米による運用・経常費と臨時費の区別・専任奉行の設置・蔵入地支配強化など）が形成されると同時に、給人財政は反米・反銀制あるいは蔵入財政との一体化による財政再建策により、大名財政へ包摂化の方向にあった。そして佐賀藩はいわば初期藩政改革の時期を迎え、大名権力の確立が企図されるのである。竜造寺系有力家臣による政治運営を輪番制として形式化させ、かわって鍋島氏一門の主導のもと前代に漸次形成されてきた諸原則の法令化・集大成化がなされ、いわば財政官僚層の形成とともに、これを通じて知行地に対する蔵入地の優位性を確立しようとしたのである。一方、

借銀利息は切り捨てとされた。以上のような展開に大名財政からいわゆる藩財政の確立を見て取ることも可能であろう。

註

- (1) 大名財政と藩財政の關係については、「給人財政を包摂した大名財政は、藩財政と呼ぶにふさわし」という整理（佐々木潤之介『幕藩制国家論』下〔東京大学出版会、一九八四年〕五五二頁）を念頭においている。
- (2) 藤野保編『佐賀藩の総合研究』（吉川弘文館、一九八二年）、拙著『近世大名家臣団と領主制』（吉川弘文館、一九九七年）第一部。
- (3) 『佐賀藩の制度と財政』（文献出版、一九八〇年）。
- (4) 『幕藩制社会の財政構造』（大原新生社、一九八〇年）。
- (5) 長野氏の前掲書は、「佐賀藩財政の成立過程」という章立てのもとに大名財政の成立をめぐり論じる。しかし、氏の「大名財政」という概念は必ずしも明確とはいえない。これは領主権力が移動して大名権力が成立するという佐賀藩の特殊性が充分に考慮されていないためで、この点例えば、小稿で意図したような竜造寺大名財政より鍋島大名財政が成立するという、画期性の追求などは必要なことではなからうか。
- (6) 『佐賀県史』上巻、六四九頁。
- (7) 「家晴公 御代」（『長崎県史 史料編』第二所収）。
- (8) 『諫江史料拾録』第一集所収。
- (9) 長野氏は、「龍造寺藤八郎の蔵入」が、「佐賀にてのたい所入」一一、二〇〇石であったという認識のもとに、直轄地は四％ほどにすぎないと結論される（長野前掲書四二頁）。しかし、後に制度化される近世大名の参勤交代に要する諸経費が大名蔵入分より負担されることを勘案すれば、表1の①の高房京詰経費も大名蔵入分に含めるべきであり、②の政家隠居分も同様と考える。
- (10) なお、表1の④「馬廻ニわり渡へき分」および⑫「小給人ニわりて可遣分」は、切扶で宛行われた場合もあったらう。切扶宛行は通常大名財政より賄われ、慶長九年段階では切米一四、五八六石余が負担されている（表3参照）。だと

すれば、表1の大名蔵入分はさらに増加する可能性もある。

- (11) 城島前掲書二一〇頁。

- (12) 貞享年間では蔵入総地米高の五三・九%が佐賀郡に設定されており、同郡の総地米高に占める蔵入地米高の比率は、八七・二%にのぼっている。他方この段階で小城郡は蔵入地がないが、これは小城鍋島家（支藩）の領地（知行地）が設定されたためである（前掲『佐賀藩の総合研究』六四五頁の第三九表参照）。

- (13) 前掲拙著第一章参照。

- (14) 「竜造寺家文書」（『佐賀県史料集成』（以下『集成』と略称）三卷所収）二〇三号豊臣秀吉朱印状。

- (15) 拙稿「佐賀藩における近世大名家臣団の創出過程」（『九州史学』七六号、一九八三年）。

- (16) 豊臣秀吉朱印状（「直茂公譜考補」六（「鍋島文庫」へ佐賀県立図書館寄託）所収。小稿で引用する史料はとくに注記する以外は同文庫所収）天正一九年七月二一日付。

- (17) 「石井家文書」（『集成』一九卷）一一号鍋島直茂書状。

- (18) 拙稿前掲所収表5参照。

- (19) 城島前掲書一七四頁。

- (20) 表1の石高総計は三〇九、九〇二石であり、表2の①「都合物成」はその五六%に当たる。天正一八年より慶長四年にかけて若干の総生産高の増加を見込むとして、慶長四年段階での物成率は五〇～五五%程度と推定され、この物成率を仮に天正一八年段階の「本高」に適用した場合、大名蔵入分は、

$$46:200 \times 0.5 = 23,100 \text{ (石)}$$

$$46:200 \times 0.55 = 25,410 \text{ (石)}$$

となり、二三、〇〇〇～二五、〇〇〇石程度の範囲であったと考えられる。この物成高に換算した大名財政Ⅱ蔵入分は、表2の大名財政規模（三八、〇〇〇石）と比べた場合少なく、このことは大名財政が天正一八年より慶長四年にかけて強化・拡充されたことを物語っているよう。

- (21) 「慶長之比御書キ物」所収。

- (22) 勝茂弟。直茂の弟信俊が相続していた小川氏の跡を文禄四年に嗣ぎ小川氏を称したが、慶長六年鍋島氏に復し徳川氏の証人として江戸にのぼった（「勝茂公譜考補」三乾）。表3にみられる忠茂の江戸料設定はこのような背景がある。

初期大名権力と財政運用形態

- (23) 慶長九一〇年前後の史料を集成したと考えられる「慶長之比御書キ物」によれば、当段階で大名財政を直接担当する役職として、伏見公儀絹布之類遣方存（一人）、進物誘（三人）、大坂米遣方之存（一人）、私銀子遣方存（二人）、佐賀蔵（一人）、蓮池蔵（四人）、私納戸存（一人）などが設けられていた。
- (24) 前掲拙稿参照。
- (25) 「坊所鍋島家文書」（『集成』一一卷）四〇号鍋島直茂書状。慶長一〇年二月三日付、野村右馬允等三名宛。
- (26) 「慶長之比御書キ物」。
- (27) 拙稿「成立期佐賀藩における家臣団編成の原理と構造」（『九州史学』八二号、一九八五年）、同「地方知行と近世的秩序」（山本博文編『新しい近世史 1 国家と秩序』新人物往来社、一九九六年）、同「佐賀藩における初期代官・郡代制」（『西南地域史研究』一四輯掲載予定）。
- (28) 前掲拙著第一・二章。
- (29) 「坊所鍋島家文書」（『集成』一一卷）二七八号鍋島勝茂書状。
- (30) 前掲『佐賀藩の総合研究』本編第二章第一節二参照。
- (31) 「石井家譜」。
- (32) とくに生三・石井茂清が慶長検地に関与していたことは、直茂と考えられる人物が生三に対して「検地帳堅」を指示していることや（「坊所鍋島家文書」（『集成』一三卷）七六一号某〔鍋島直茂カ〕覚書、年不詳五月九日付）、石井茂清が生三に対し「新庄養父検地」の「出分」について問い合わせていること（「坊所鍋島家文書」（『集成』一三卷）八九六号石井清五左衛門〔茂清〕書状、年不詳五月一四日付）より知られる。
- (33) 「坊所鍋島家文書」（『集成』一一卷）二九三号鍋島勝茂書状。（慶長一六年カ）七月一日付、生三・石井茂清・三浦賢純宛。
- (34) 「坊所鍋島家文書」（『集成』一一卷）二七五号鍋島勝茂書状。年月不詳二四日付、生三宛。
- (35) 「坊所鍋島家文書」（『集成』一一卷）三六二号鍋島勝茂書状。（慶長一九年カ）六月二〇日付、生三宛。
- (36) 「坊所鍋島家文書」（『集成』一一卷）三九一号鍋島勝茂書状。（元和二年カ）五月一日付、生三宛。
- (37) 「富岡氏所蔵文書」（『集成』二二卷）一八号鍋島勝茂組付覚書。
- (38) 「坊所鍋島家文書」（『集成』一一卷）四〇五号鍋島勝茂條書案。なおこの史料は「巳 五月六日」という年月日であ

るが、史料中の石井大炊助・草場藤右衛門・（江副）伊兵衛は、いずれも元和三年一〇月七日の鍋島勝茂覚書案（「坊所鍋島家文書」『集成』一二巻）四二三号）に確認される。したがって本文史料干支の「巳」も元和三年の可能性が高いとみてよからう。

(39) 前掲拙稿「佐賀藩における初期代官・郡代制」。

(40) 「坊所鍋島家文書」『集成』一一巻）三四〇号鍋島勝茂書状。年月日不詳、生三・石井茂清宛。

(41) 「坊所鍋島家文書」『集成』一一巻）三二四号鍋島勝茂書状。年月日不詳、生三・石井茂清宛。

(42) 勝茂の子。小城鍋島家の祖（「元茂公年譜」）。

(43) 「坊所鍋島家文書」『集成』一二巻）四二三号鍋島勝茂覚書案。

(44) 「勝茂公御年譜」三。

(45) 「五番御掛硯誓詞書写」。

(46) 「御親類御家老迄家々之大概」。

(47) 「五番御掛硯誓詞書写」。連署者は鍋島茂里・同茂賢（深堀鍋島）・成富茂安・久納茂俊・鍋島生三・神代家良。

(48) 「直茂公譜考補」十。

(49) 註（30）参照。

(50) 「坊所鍋島家文書」『集成』一三巻）八〇七号多久安順外三名連署状。

(51) 「鍋島勝茂書状」（「肥陽旧章録」）「小城鍋島家文庫」へ佐賀大学付属図書館蔵（所収）。

(52) 「有田家文書」『集成』一四巻）二三号鍋島勝茂書状。（元和六年）一月二三日付。有田茂成・内（田力）正右衛門・嬉野与三兵衛宛。

(53) すでに竜造寺四家に対しては、鍋島茂賢・生三とともに元和四年の蔵入払方が勝茂から報告されており、竜造寺四家が当該段階で大名財政運用に関与しつつあったことを示している（「有田家文書」『集成』一四巻）二四号鍋島勝茂覚書）。

(54) 「水江事略」（「多久家文書」）「多久歴史民俗資料館蔵」所収、「検地三部地畝米之概略」。なおこの三部上地には元和三年に蔵入検見三与を構成していた草場藤右衛門および蔵入遣方に関与していた江副伊兵衛などが関わっている（「坊所鍋島家文書」『集成』一一巻）四〇五号鍋島勝茂條書案および「多久家文書」『集成』一〇巻）七〇二号関

初期大名権力と財政運用形態

初期大名権力と財政運用形態

平兵衛尉外三名連署寛書案)。また多久安順主導により竜造寺四家自ら三部土地を願い出たとする「水江事略」などの記事は史料批判の余地があるものの、多久安順は慶長一六年普請成就した佐賀城二ノ丸に移ったことに象徴されるように、竜造寺四家のなかでも特別の存在といえ、三部土地を主導したことは十分に想定される。また、このような多久氏の立場が寛永期における同氏を首班格とする執政体制が展開する条件ないし前提であったと考えられる。

(55) 「勝茂公譜考補」三坤、城島前掲書一九二頁。

(56) 「坊所鍋島家文書」(『集成』一二卷)六四四号鍋島忠茂書状。(元和六年)九月一九日付。

(57) 「水江事略」、(『勝茂公譜考補』四。

(58) 「寛永四年御借銀御返済当」(『泰盛院様御代御書物書拔』所収。城島前掲書二〇五頁)。

(59) 「泰盛院様御代御書物書拔」所収。

(60) (61) ⑨「売立ニ而払」は寛永四年物成米(⑤残米に相当)を売却した換銀としなければならぬ。つまり、寛永四年暮の⑧御借銀二、三〇〇貫は寛永四年物成米を換銀した⑨「売立ニ而払」一、五七一貫三〇〇目により一部返済され、同四年暮の借銀残高が七二八貫七〇〇目(⑩)となるのである。これに対し⑬「寛永五年之御物成ニ而売立」一、五七一貫三〇〇目は⑨の換銀高と同額であるが、文字どおり寛永五年の物成米換銀高である。⑨と⑬はともに換銀高であるものの⑨は寛永四年、⑬は翌五年のそれを示すものとしなければこの蔵入算用の借銀返済システムは理解できない。すなわち、返済計画では毎年の物成米換銀高が一、五七一貫三〇〇目と仮定されているのであり、これは寛永五年と同六年の通常経費にあたる⑪・⑫が七一四貫四五分と見積もられたことと同様である。なお長野遍氏は同目安の⑨・⑬が同じ数値であるため、ともに寛永五年の物成米換銀高で同一のものとの考えのようだが(長野前掲書九七七八頁)、仮にそうすると、寛永五年の一、五七一貫三〇〇目(⑨)の物成換銀で寛永四年の借銀の一部を支払い物成換銀はなくなることになる。ところが再びなくなっただけの寛永五年の物成換銀一、五七一貫三〇〇目で前年の残余借銀(⑩)と寛永五年の必要経費(⑪)を合算した⑫「二口合銀寛永五年之暮引残ル分」(⑭)を支払うという矛盾したことになる。この目安は借銀返済プランなので、同一数値は同じ年の同一収支を示すのではなく、複数年度の予定額を同一に見積もったものとしなければならない。

(62) 「勝茂公譜考補」四。

(63) 「多久家文書」(『集成』八卷)二六五号鍋島勝茂寛書。

(64) 大名権力と家臣とのいわば相互依存・協力体制を表す「ゆい」の論理という指摘は藤野保氏が行っている(前掲『佐賀藩の総合研究』四九二頁)。それは、単に財政問題のみならず、佐賀藩体制維持強化の重要な基調であった。例えば権力編成の中核をなす家臣団と知行制においても、この「ゆい」の論理が貫いていた(拙稿「佐賀藩家臣団の編成と構成」『藤野保編『九州近世史研究叢書』第二巻、国書刊行会、一九八四年』参照)。

(65) 「多久長門守等連署覚書」(『泰盛院様御代御書物書抜』所収)。

(66) 「鍋島勝茂覚書」(『肥陽旧章録』所収)(寛永六年)八月一日付、多久安順等九名宛。

(67) 「多久長門守等連署覚書」(『泰盛院様御代御書物書抜』所収)。寛永七年四月五日付、石井修理宛。

(68) 後藤貴明の実子晴明の子茂富の長男(『水江事略系図』・「多久家文書」)など。

(69) 「多久家文書」(『集成』八巻)二四二号鍋島勝茂書状。(寛永一〇年力)九月二〇日付。

(70) 「坊所鍋島家文書」(『集成』一一巻)一六七号鍋島勝茂書状。また前掲拙著第一章参照。

(71) 「水江事略」。

(72) 前掲拙著ではこのような、大名領国内において相対的独自性を有する知行地拝領の家臣(給人)を、「給人領主」として概念化している。また、城島正祥氏は、その知行地を「自治領」と呼称する。

(73) 佐賀藩直属家臣団の編成単位。前掲拙著第三章参照。

(74) 「愚溪合申上候事」。

(75) 「下々以批判書立之手頭」(『肥陽旧章録』所収)。

(76) 「多久家書物」。

(77) 以上「多久家文書」(『集成』一〇巻)「多久家書物(御什物方差出)」五号鍋島勝茂惣仕置書立。(寛永一二年)六月二三日、多久安順・同茂辰・諫早直孝・鍋島茂綱(武雄)・須古信昭・神代常親(川久保)・鍋島茂賢(深堀)宛。

(78) 「覚書」(『肥陽旧章録』所収)。なお年月日・差出人・宛所のいずれも明記されていないが、前註の書立同様、寛永一二年六月二三日付で勝茂より多久茂辰宛と考えられる。

(79) 「談話筆記」、城島前掲書二二九～四〇頁。

(80) 註(77)参照。なお、小物成・公儀料が勝茂より茂辰に引き渡されたのは幾分遅れ、それぞれ同年(寛永一二年)七月・九月のことである(『鍋島勝茂覚書』「寛永一二年七月三日付、多久茂辰宛」、「肥陽旧章録」所収)、「鍋島勝茂

初期大名権力と財政運用形態

- 寛書」「同年九月二〇日、多久茂辰宛、「肥陽旧章録」所収）。
- (81) 註(78) 参照。なお中野が寛永六年に別置された公儀料五万石、諸岡が蔵入六万石と小物成を担当した(城島前掲書二三九～四〇頁)。
- (82) 「多久家文書」〔『集成』一〇巻〕(多久家書物〈御什物方指出〉) 八号鍋島勝茂寛書。(寛永一二年) 六月二三日付、多久安順・同茂辰・諫早直孝・鍋島茂綱・須古信昭・神代常親・鍋島茂賢宛。
- (83) 「(鍋島勝茂) 覚」(慶長之比御書キ物) 所収。慶長一〇年七月二六日付、納富千兵衛宛。
- (84) 表6の⑫置米は下関・姪之浜置米である。
- (85) 「多久家文書」〔『集成』八巻〕三二三号鍋島勝茂書状。
- (86) 「勝茂公譜考補」四、「鍋島勝茂寛書」(「肥陽旧章録」所収)、寛永一四年二月一日付。
- (87) 勝茂の八男。初め成富茂安の養子。寛永一〇年同家の知行の一部をもって一家創設。正保三年成富姓より鍋島姓に復し、白石鍋島家祖(「勝茂公譜考補」四、「直弘公御系図」参照)。
- (88) 「鍋島勝茂寛書」(「肥陽旧章録」所収) 寛永一七年二月一三日付。
- (89) 「多久家文書」〔『集成』八巻〕二五一号鍋島勝茂寛書。(寛永一六年) 五月一五日。
- (90) (91) 「多久家文書」〔『集成』一〇巻〕七一一号鍋島勝茂寛書。寛永一六年十一月九日付、多久茂辰、諸岡茂之宛。
- (92) なお、藩主家政地としての白石地域は、「蔵入百姓」である「白石十カ村之百姓」が設定され、「彼地へハ我等切々罷越、百姓共何かに辛勞申在所」(「多久家文書」〔『集成』九巻〕四〇二号鍋島勝茂書状) であり、「白石口米」が徴収されていた(「多久家文書」〔『集成』九巻〕四四四号鍋島勝茂書状)。この「白石口米」は蔵入収入から分離されていた(表8の④口米の項参照)。
- (93) 木原溥幸『幕末期佐賀藩の藩政史研究』(九州大学出版会、一九九七年) 第六章。
- (94) 城島前掲書。
- (95) 「鍋島勝茂書状」(「肥陽旧章録」所収)。(寛永一六年) 閏霜月一五日。
- (96) 「鍋島勝茂寛書」(「肥陽旧章録」所収)。寛永一一年七月三日付、多久茂辰宛。
- (97) 「月堂様御代寛書」(「小城鍋島家文庫」所収)。
- (98) 勝茂三男。蓮池支藩主。

(99) 「口上覚」(「多久家ニ有之候御書物写」所収)。

(100) 「勝茂公譜考補」十。

(101) 前註に同じ。

(102) 「鍋島勝茂」覚書」(「肥陽旧章録」所収)。正保三年一月一七日付、多久茂辰宛。

(103) 城島前掲書二七頁、前掲『佐賀藩の総合研究』五〇一頁。なお、「自今以後者、若狭守<sup>(茂之)</sup>請役ニ候て、使者飛脚之時、万事心遣可被申候、諸事調之儀者、如此中、諸岡彦右衛門<sup>(茂之)</sup>へ談合候而、無迦可申付候」(「多久家文書」『集成』九卷)四四八号鍋島勝茂書状」という史料がある。これは年不詳で六月七日付、鍋島茂綱・多久茂辰・諫早茂敬・鍋島茂賢宛である。書状中の「請役」が、本文でみた執政体制首脳という請役と同一であれば、茂綱は請役就任後諸岡茂之と談合を遂げていることになる。茂之は本文で述べたように正保三年九月一四日に罷免されるので、茂綱が請役に就任したのは、それ以前という可能性がでてくる。仮に以上の推測が正しいとすれば、茂綱の請役就任は、茂辰が罷免される前の段階(おそらくは正保三年六月七日)で、すでに準備されていたとも考えられる。茂綱の請役就任時には一考が必要であろう。

(104) 前掲『佐賀藩の総合研究』五〇一頁。

(105) 佐賀藩の基本法「鳥ノ子御帳」の成立の時期は必ずしも明確ではないが、おおよそ承応から明暦頃と推定される(『鳥栖市史 資料編』第三集解題および前掲『佐賀藩の総合研究』五〇四頁参照)。

(106) 「鍋島勝茂」覚書」(「五番御掛硯誓詞書写」所収)。

(107) 「鍋島勝茂書状」(「多久家書物」所収) 正保四年四月二〇日付。

(108) 註(87)で指摘したように、直弘は茂辰と茂之が罷免された正保三年成富氏から鍋島氏に復し一門に列した。

(109) 年不詳三月三日付、相良求馬宛。

(110) 大名財政運用の責任者である蔵方頭人(次項参照)については、「山城守<sup>(鍋島直正)</sup>・伯耆<sup>(鍋島正辰)</sup>・内蔵助<sup>(須古綱徳)</sup>・玄蕃<sup>(鍋島常雄)</sup>允令熟談」(「蔵入方ニ付て之覚」(「鳥ノ子御帳」三所収))とあり、請役の茂綱(若狭守)の管轄外であったみてよからう。

(111) 註(105) 参照。

(112) (113) 「寛永一九年御国惣万帳」。

(114) 「蔵入方付而之覚」(「鳥ノ子御帳」三所収)、「覚」(「万扣之帳」、承応三年七月一二日付)。

初期大名権力と財政運用形態

初期大名権力と財政運用形態

- (115) 「明暦二年泰盛院様御印帳」。
- (116) (117) 註(114)に同じ。
- (118) (119) 「定」(蔵入方。「鳥ノ子御帳」二所収)。
- (120) 註(114)に同じ。
- (121) (122) 「勝茂公譜考補」十下。
- (123) 前掲拙著参照。
- (124) 借銀返済のための他方よりの借銀(城島前掲書二七八頁)。
- (125) 「借銀方一通」(「鳥ノ子御帳」三所収)。
- (126) 「勝茂公譜考補」十下。